

6小監第575号
令和6年8月1日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 河 内 伸 一

令和5年度小牧市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、審査に付された令和5年度小牧市内部統制評価報告書及び関係書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

令和5年度小牧市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

令和5年度小牧市内部統制評価報告書

第2 審査の期間

令和6年6月5日から令和6年7月31日まで

第3 審査の着眼点

監査委員による令和5年度小牧市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査するものである。

第4 審査の実施内容

令和5年度小牧市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「小牧市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第5 審査の結果

令和5年度小牧市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第6 備考

重大な不備として報告された小牧市民病院における職員手当の支給漏れ及び市ホームページ上における個人情報の誤掲載については、評価対象期間内において是正され、再発防止策を講じていることを確認した。

第7 所見

本市の内部統制評価は令和5年度から開始されたものであり、今後も不断に、体制の整備、運用、評価、審査のPDCAサイクルを回す中で効果的な改善を行い、内部統制の重要性を浸透させることにより、さらに組織横断的なリスクの可視化や情報の共有が図られ、職員一人ひとりの意識向上につながることを期待する。